

◎福祉費・教育支援資金のお申込みにあたって

- ☑ 世帯単位の貸付制度です。
 申込者は、原則として生計中心者になります。ただし、就職、転職、就学または技能を習得するため、当該者が借受人となった場合は、生計中心者が「連帯借受人」になります。家族間で資金を借りることについての共通認識が大切です。
- ☑ 原則として連帯保証人を要します。
 連帯保証人が立てられない方でも、貸付を受けることができます場合がありますが、貸付利子がかかります。
- ☑ 貸付利子は、福祉費の利用において、連帯保証人を立てた場合は無利子です。連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後、年 1.5%の貸付利子がかかります。
- ☑ 償還期限内に償還完了できない場合、残元金に対して年 5%の延滞利子がかかります。
- ☑ 他の貸付制度の活用が優先となります。
 日本学生支援機構の奨学金、母子父子寡婦福祉資金、沖縄振興開発金融公庫等の利用が優先されます。
- ☑ 民生委員が援助活動を行います。
 世帯の生活の自立と安定を図ることを目的としていることから、相談・申込から返済が終了するまで、地域を担当する民生委員が援助活動を行います。

仕事・住まい・生活費
 にお困りの方への貸付制度

生活福祉資金のご案内

福祉費

教育支援資金

お問合せ先はお住まいの市町村社会福祉協議会まで

沖縄県社会福祉協議会・民生部 098-887-2000



A. 福祉費

日常生活を送る上で又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用を貸付するものです。相談・申込から返済が終了するまで、地域を担当する民生委員が援助活動を行います。

対象世帯	貸付事例
低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	①就職を目指し技能資格を取得したい。 ②障害者の日常生活の便宜を図るため、自動車を購入したい。 ③療養期間中の医療費や生活費が不足している。 ④今より家賃の安い物件へ転居する必要がある。 ⑤自宅が老朽化しているが、改修する費用が足りない。 ⑥台風の被害により自宅を補修する必要がある。

◎資金の種類と内容

種類	貸付限度額	据置期間	償還（返済）期限	貸付利率
生業を営むために必要な経費	460万円以内	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6ヶ月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子。 連帯保証人がいない場合には据置期間経過後年1.5%。
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6ヶ月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年以内	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内		7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		8年以内	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内	
負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額等）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円以内。 1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円。		5年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス等を受ける期間が1年を超えないときは170万円以内。 1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円。		5年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内		7年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内		3年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内		3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内		3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内		3年以内	

◎必要な書類 ※下記以外にも必要な書類を提出して頂く場合があります。

<input checked="" type="checkbox"/> 所得証明書もしくは源泉徴収票 ※自営業者の場合は、確定申告書提出時の収支内訳書の写し（青色申告は損益計算書の写し）も併せて提出。 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票謄本（本籍地が記載されているもの） <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険証の写し <input checked="" type="checkbox"/> 借入申込者名義の通帳の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 民生委員調査書 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村社協意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉事務所長の意見書 ※要保護者もしくは要保護者の属する世帯の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 資金の種類に応じて、指定の添付書類（見積書等）
--	--

B. 教育支援資金

低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短期大学・専修学校含む）又は高等専修学校に就学するのに必要な経費と、入学に際し必要な経費を貸し付けるものです。相談・申込から返済が終了するまで、地域を担当する民生委員が援助活動を行います。

対象世帯	貸付事例
低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	①高等学校、高等専修学校へ通うための費用が不足している。 ②専修学校、短期大学、大学へ進学したい。 ③県外の大学へ進学するための渡航費・賃貸契約の初期費用が必要。 ④日本学生支援機構等、他の奨学金を受給する予定だが、学校への支払い期日に間に合わない。 ⑤高等学校への校納金を滞納しているが、滞納分を支払えば卒業が見込まれる。

資金種類	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還（返済）期限	貸付利率
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大・専修学校含む）又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	ア.（高校）月3.5万円以内 イ.（高専・短大・専修）月6.0万円以内 ウ.（大学）月6.5万円以内 ※特に必要と認められる場合には、ア〜ウの額の1.5倍の額まで可能。	卒業後 6ヶ月以内	概ね就学期間の3倍以内。ただし教育支援費と就学支度費を併用で借入した場合は、概ね就学期間の4倍以内を目安として20年を超えないこと。	無利子
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大・専修学校含む）又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			

◎次のような費用にご利用頂けます

教育支援費（在学期間中に毎年必要とする費用）

- | | |
|--------|---------------|
| ①授業料 | ⑤実習費 |
| ②施設設備費 | ⑥テキスト・ユニフォーム代 |
| ③教材費 | ⑦後援会費 |
| ④体育会費 | ⑧通学交通費 |

就学支度費（入学に際し1回限り必要な費用）

- | | |
|---------|----------|
| ①入学金 | ⑤引越し費用 |
| ②校友会費 | ⑥敷金・礼金 |
| ③学生保険料 | ⑦家財道具購入費 |
| ④航空賃・船賃 | |

◎必要な書類 ※下記以外にも必要な書類を提出して頂く場合があります。

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 所得証明書もしくは源泉徴収票
※自営業者の場合は、確定申告書提出時の収支内訳書の写し（青色申告は損益計算書の写し）も併せて提出。
<input checked="" type="checkbox"/> 住民票謄本（本籍地が記載されているもの）
<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険証の写し
<input checked="" type="checkbox"/> 借入申込者名義の通帳の写し
<input checked="" type="checkbox"/> 民生委員調査書 | <input checked="" type="checkbox"/> 市町村社協意見書
<input checked="" type="checkbox"/> 福祉事務所長の意見書
※要保護者もしくは要保護者の属する世帯の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 合格証明書、在学証明書の写し
<input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構等不採用確認書（本会指定様式）
<input checked="" type="checkbox"/> 教育支援資金の必要明細内訳書（本会指定様式）
<input checked="" type="checkbox"/> 見積書等 |
|---|---|